

～堆積等に係る土壌の汚染防止に関する手引き～

●堆積等を行う事業者等は、「加須市環境保全条例第11条」に基づき、汚染調査を行い、その結果を市に届出しなければならない。
「堆積に係る土地の汚染調査結果届出書（様式第1号）」

①対 象

●埋立て ●盛土 ●堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）

②対象面積

500㎡以上～3,000㎡未満

③期 間

施工開始してから6カ月毎（※施工期間が6カ月未満の場合は完了・廃止時）

④調査対象

ア カドミウム及びその化合物 イ 六価クロム化合物 ウ シアン化合物
エ 水銀及びその化合物 オ セレン及びその化合物 カ 鉛及びその化合物
キ 砒（ひ）素及びその化合物 ク ふっ素及びその化合物
ケ ほう素及びその化合物 （コ その他市長が定めたもの）

⑤調査方法

土壌含有量調査（市長が指定した場合、土壌溶出量調査）等

⑥調査採取地点

900㎡ごとに1地点以上の割合で均等に選定
（※900㎡以下の場合は1地点を選定）

⑦汚染に関する土壌基準

「埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例」に準じる。
（土壌汚染対策法及びダイオキシン類対策特別措置法に定められた基準）

⑧汚染調査後、届出必要書類

堆積に係る土地の汚染調査結果届出書（様式第1号）
〔添付書類〕 調査内容がわかる書類（分析結果等）

⑨土壌の汚染の検査

届出されたときは、適合の有無を市が検査をし、不適合の場合は県へ通知

⑩罰則

届出しない又は虚偽の届出をしたものは50万円以下の罰金

①汚染調査対象外となるもの

- ①他法令等の許可・認可等を受けているもの（リスト１）
- ②公共事業（リスト２）
- ③その他事業（リスト３）

- ①他法令等の許可・認可等を受けているもの（リスト１）について・・・
「許可等の処分等に基づく土砂の堆積の届出書（様式第２号）」の提出が必要
【添付書類】土砂の堆積に係る土地の位置を示す図面
土砂の堆積に係る許可証等の書類の写し

<リスト１>

- (１) 地方自治法 第２３８条の４第７項
- (２) 国有財産法 第１８条第６項
- (３) 採石法 第３３条の認可
- (４) 森林法 第１０条の２第１項・
第３４条第２項（同法第４４条準用する場合を含む。）
- (５) 道路法 第３２条第１項・第９１条第１項・第３５条
- (６) 土地区画整理法 第７６条第１項
- (７) 都市公園法 第６条第１項（同法第３３条第４項 準用する場合含む）
（同法第９条の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）
- (８) 地すべり等防止法 第１８条第１項・第２０条第２項
- (９) 住宅地区改良法 第９条第１項
- (１０) 河川法 第２０条・第２４条・第２６条第１項・第２７条第１項・
第５５条第１項・第５７条第１項・第５８条の４第１項
（同法第９５条 みなし含む。）
- (１１) 砂利採取法 第１６条
- (１２) 都市計画法 第２９条第１項・第２項
- (１３) 都市再開発法 第６６条第１項
- (１４) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 第７条第１項・第４項
- (１５) 農業振興地域の整備に関する法律 第１５条の２第１項（第８項みなし含む。）
- (１６) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法
第７条第１項・第２６条第１項・第６７条第１項
- (１７) 埼玉県砂防指定地管理条例 第３条第１項

②公共事業（リスト２）

<リスト２>

- (１) 砂防法 砂防設備・施設に関する事業
- (２) 土地改良法 土地改良事業
- (３) 道路運送法 一般旅客自動車運送事業
貨物自動車運送事業法 一般貨物自動車運送事業
- (４) 森林法 保安施設事業
- (５) 道路法 道路に関する事業
- (６) 都市公園法 都市公園事業
- (７) 自然公園法 公園事業
- (８) 水道法 水道事業又は水道用水供給事業
- (９) 地すべり等防止法 地すべり防止施設事業
- (１０) 下水道法 公共下水道・流域下水道・都市下水路事業
- (１１) 工業用水道事業法 工業用水道事業
- (１２) 河川法 堤防・護岸・ダム・水路・貯水池その他事業
- (１３) 都市計画法 都市計画事業
- (１４) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 急傾斜地崩壊防止施設事業
- (１５) 石油パイプライン事業法 石油パイプライン事業
- (１６) 鉄道事業法 鉄道事業・索道事業
- (１７) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する事業
- (１８) 地方公共団体、農業・林業を営む者が組織する団体が行う
農業構造又は林業構造の改善に関し必要な事業
- (１９) 市長の確認を受けた事業（※）

（※公益事業確認申請書（様式第３号）【添付書類】図面など）の提出が必要）

③その他事業（リスト３）

<リスト３>

- (１) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の堆積
- (２) 法令等に基づく処分による義務の履行に伴う土砂の堆積
- (３) 運動場の砂利敷その他の通常の管理行為として行う土砂の堆積
- (４) 土質改良プラントその他の施設の敷地内において
当該施設で化学的に性質を改良した土砂のみを用いて行う土砂の堆積
- (５) 採石法・砂利採取法の認可に係る土地の区域で採取された土砂
(岩石又は砂利の採取のために除去した土砂を除く。)のみを用いて行う土砂の堆積